

夫婦間の扶養義務—婚姻との因果関係

—カナダ・オンタリオ州—

村 井 衡 平

夫婦は、婚姻中はもとより、別居または離婚後も、時に応じて、互いに他方を扶養する義務があることはいうまでもない。夫婦が正常な状態で婚姻生活を維持している間でも、当初に予定されていなかったような急激な事情の変更が生じたため、扶養料の増減請求が問題になる。また、別居証書を作成して扶養料に関して規定を設けて別居した後に、同様の事情の変更が生じるかも知れない。さらに、婚姻後についても同様のことが考えられる。このような場合に、一体、何を基準にして扶養料の変更を決定すればよいのか。筆者はこれまでいくつかの論稿でこの問題をとり上げて論じてきた。⁽¹⁾そこではつねに、ある程度時間的に継続した「急激な事情の変更」(material changes in circumstances)ということが判断の基準としておかれていた。しかし、他方ではこれに留まらないで、これに加えて、「婚姻との因果関係」(causal connection)の存在を要求する考え方が広まってきた。

ここに登場する因果関係という用語は、夫婦間の扶養料について定められているどの法律にも見出すことはできない。婚姻が破綻したのち、一方から他方に扶養料を請求するに当たって新しくこの問題が議論されることになった。それが婚姻と因果関係があると判断されれば請求が認められるが、それでは認められない。その結果、現行法のもとで判事が自分に与えられた広い裁量権を行使して扶養料の問題を決定するに当

って、それが婚姻と因果関係にあるといえるかどうかによって、回答が左右されるという問題に直面することになる。これをさらに具体的にみれば、次のように説明される。すなわち、配偶者の扶養は婚姻より流出し、婚姻中に夫婦間に発展した経済的な内部関係を償うべきものであり、これを反対からみれば、婚姻関係から流出したものでない経済的なニーズを救済するものと理解されるべきではないという⁽²⁾。

(1) 村井「カナダにおける離婚扶養料の1時払い」。神戸学院法学21巻4号1頁以下。

村井「カナダにみる離婚扶養料の変更」神戸学院法学30巻2号1頁以下。

村井「離婚扶養料認定の要因・再考」神戸学院法学33巻2号1頁以下。

(2) Carol J. Rogerson. The Cansal connection test in spausal support Law. C. J. F. L. vol. 8. pp. 95-95. 1989.

I 因果関係という理論の起源

カナダの連邦政府は1972年に国の法律を継続的かつ組織的に再検討する機関として、「法律改正委員会 (Law-Reform commission of canada) を組織したが⁽¹⁾、1975年には離婚後の扶養の問題について調査記録 (working paper) を公表するにいたった。その中で委員会はいくつかの勧告を公表したが、それを裏付けるものとして因果関係という考え方を強調している。すなわち、「婚姻は、夫婦の感情的、心理学的そして財政的なニーズおよび彼等の子のニーズに従って、法律上で平等な人の結合として特色づけられるべきである。婚姻にもとづく財政的な権利および義務は、夫婦各自の性的に認定された役割に関する伝統的な法律上の先入観に従って課されるよりも、むしろ環境および利害関係から生じる法律上の結果を基礎とすべきである。離婚による扶養義務の目的は、離婚の結果として財政的に無能力となった前配偶者ができる限り短期間に再び自給自足できるようにさせることにある。このことは、ニーズに基礎をおき、しかも懲罰的でなく、過去に起因するものでない離婚法の中の財政上の規定の新しい規則を通じて達成されるべきである。婚姻それ自体が

離婚後の扶養請求権または扶養義務を創り出すことはない⁽²⁾という。これによってもわかるように、新しい夫婦間の扶養義務について、因果関係という言葉はそこに明白に組み込まれてはいないが、婚姻それ自体という事実よりも、むしろ婚姻中に経過した事実から湧出するとの考え方を反映しており、これはまさに因果関係を指摘するものではないかと思われる。

このような考え方にもとづいて、前示委員会は8番目の勧告として次のように指摘している。すなわち、「婚姻の解消による財政的な規定の目的は、婚姻によって起因した経済的な利益を克服するための更正の1つとされるべきで、扶養されていた前配偶者のために生活の安全を保証することではない⁽³⁾」という。離婚後の扶養の請求は婚姻と因果関係があると判断される範囲においてのみ認められるとの趣旨であることはまちがいない。

(1) Dictionary of Canadian Law. 3d. ed. p. 703. 2004.

(2) Family Law: Cases, Notes and Materials. 5th. ed. p. 492. 2000.

(3) Carol J. Rogerson. The causal connection test in spousal support Law. C. J. F. L. vol. 8. p. 95. 1989.

II 最高裁の3部作へ

当面の問題がカナダ最高裁判所で最初に争われたのが Messier v. Delage⁽¹⁾ (1983) 事件であった。この事件において、婚姻中の12年間、労働に従事しなかった妻が希望するフル・タイムの仕事も見つけない事実について、少数意見ではあるが、ラマー判事は次のように指摘する。すなわち、「前夫の財政的な責任は、妻が現実に財政的独立を達成することを保証するフル・タイムの仕事を得るまでではない。妻が仕事を見付けることができない原因は、婚姻によって生じたものではなく、労働市場によるものである。この問題の責任は、それゆえに、前夫よりはむしろ、社会にある」とする。ここに因果関係という考え方が明確に

指摘されているといえよう。だが、これはまだ少数意見に留まっていた。

最高裁が多数意見によって因果関係説をとったのは *Pelech v. Pelech* (1987) 事件が最初であった。これをうけつぐ同じ年の *Richardson v. Richardson* (1987) 事件および *Caron v. Caron* (1987) 事件を合わせて三部作 (Trilogy) とよばれている。以下にその内容を紹介する。

(1) R. F. L. 3d. vol. 35. p. 337.

① *Pelech v. Pelech* (1987) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は1954年に婚姻し、1960年に離婚した。彼等は支払合意書 (Settlement agreement) を作成し、夫は合意にもとづいて13カ月分の扶養料を1括して妻に支払った。数年後、妻に身体的・精神的な問題が生じて仕事が不可能となり、1982年には扶養料を使いはたし、福祉の世話になっている。他方、夫の地位は非常に改善され、妻は扶養料の追加支払いを請求した。原審は妻の請求を認めたが、夫の控訴によりくつがえり、妻がカナダ最高裁に上告した。

裁判所はこれに対し、妻の上告を斥けて次のように判断している。すなわち、婚姻と因果関係のある急迫な事情の変更が生じた場合に、裁判所はさきの支払合意を破棄すべきである。当面の場合に妻の側の事情の変更と婚姻との間に因果関係は存在しておらず、彼女の上告は斥けられるという。

② *Caron v. Caron* (1987) 事件⁽²⁾

この事件において、夫婦は1964年に婚姻し、1978年に別居した。1980年に別居合意書を作成し、夫の扶養義務は妻が他男と同居した場合に終了するし、その額は事情が変更した場合に修正できる旨を定めた。この条項は離婚判決に取り入れられた。離婚後に妻は他男と同居したので、夫は扶養料の支払いを停止した。そこで妻は扶養料支払命令の変更を請求した。原審は彼女の請求を斥け、控訴審も原判決を支持したので、妻

が上告した。

裁判所はこれに対し、妻の上告を斥け、次のように判断している。すなわち、合意書の条項は有効であり、強制できる。裁判所は婚姻と因果関係のある急激な事情の変更が生じた場合に、離婚法のもとでのみ干渉すべきである。本件において、かかる変更はなく、扶養料支払命令は変更されるべきでないという。

③ Richardson v. Richardson (1987) 事件⁽³⁾

この事件において、夫婦は1967年に婚姻し、1979年に別居した。妻は子が生まれる1974年までフル・タイムで働き、1976年には時間も短縮した。家族法改正法のもとで彼等は支払覚書 (minute of settlement) により、1年間の母子の扶養を定めた。当時、妻は失業し、公的扶養 (public assistance) を得ていた。離婚手続において、妻は前示覚書による母子の扶養料の増額を求めた。

原審は妻に扶養料を与え、その額はインフレおよび妻の財政状態に伴って持続されるものとしたので、夫が控訴した。控訴審は妻の扶養料を認めず、子の扶養料を増額したので妻が最高裁に上告した。

裁判所は上告を斥け、次のように判断している。すなわち、裁判所は婚姻と因果関係のある急激な事情の変更の場合にのみ、覚書による扶養料条項を取り消すべきである。本件において、合意のときと離婚時の間に前示の意味でのいかなる変更も生じていないという。

(1) R. F. L. 3d. vol. 7. p. 225.

(2) R. F. L. 3d. vol. 7. p. 274.

(3) R. F. L. 3d. vol. 7. p. 304.

以上にみたとおり、カナダ最高裁は同一の日に言渡された三件の判決において、扶養料支払いの請求が認められるためには、その原因とされる急迫な事情の変更と婚姻との間に因果関係の存在することが認定されなければならないとする。したがって、請求者としては、彼または彼女

が婚姻破綻後に自給自足しようとしても、種々の面で婚姻がそれを妨げた、つまり、請求者が適切な仕事につこうとしても婚姻がそれを不可能にしたという事実を立証しなければならない。結果的に、前示三件はニーズと婚姻との間に因果関係が存在しないことを理由に請求を認めていない。これを別の面から法律上の規定についてみれば1968年の離婚法は「付随的取消」に関する第11条において、「離婚仮判決を与える場合に、裁判所は、当事者の行為、各自の条件・資力および他の事情を考慮⁽¹⁾」するものと定めるにすぎない。だが、婚姻の破綻を唯一の離婚原因とした1986年の離婚法は「付随的取消」に関する第15条において、第7項に、「配偶者の扶養命令の目的」と題し、「配偶者の扶養について定める本条のもとでなされる命令は、(a)婚姻の破綻により生じる夫婦への経済的な利益または不利益を承認し、(b)第8項によって夫婦間に配分される義務の範囲を越えて、婚姻による子の世話から生じる財政的な結果を夫婦間に配分し、(c)婚姻の破綻より生じる経済的な困難から夫婦を解放し、かつ、(d)実行できる限り、合理的な期間内に夫婦各自の経済的自立を促進すべきである⁽²⁾」と定めており、これは離婚後の扶養料の決定について婚姻との因果関係を考慮すべきことを明示したものと考えられる。同様の趣旨は扶養命令の変更に関する第17条7項の規定にも⁽³⁾みられる。他方で1986年の家族法改正法をみれば、第30条に「夫婦の扶養義務」と題し、「すべての夫婦は、彼または彼女自身および他方配偶者のため、彼または彼女がそうすることが可能である限りにおいて、必要に応じ扶養料を支払う義務を負う⁽⁴⁾」とするに留まり、「婚姻との因果関係」について何も触れていない。このような法律上の規定とはうらはらに、この問題を追求し、検討する動きは以前よりすでに始まっていた。本稿では以下において、離婚法および家族法典のそれぞれの規定のもとで、「婚姻との因果関係」の存否を主たる争点として争われたいくつかの事例を、論評を加えることなく、資料として紹介しておく。

(1) 村井「カナダの離婚法——1968年7月2日」神戸学院法学第9巻2・

3号186頁。

- (2) 村井「カナダの離婚法——1986年6月1日施行」神戸学院法学第18巻1・2号235頁。
- (3) 村井。上記238頁。
- (4) 村井「家族法典——1986年——オンタリオ州」神戸学院法学第28巻4号67頁。

III 離婚法と因果関係

① Winterle v. Winterle (1989) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は1972年に婚姻し、1981年に別居した。1973年に両者とも学生であったとき、夫は重いうつ病にかかり、雇傭を維持することができず、入退院をくり返した。別居するとき、彼等は各自の財産および債務をすべて分割した。夫の状態は悪化し、自給自足できない。離婚手続において、夫は扶養料を請求した。

裁判所はこれに対し、夫の請求を斥け、次のように判断している。すなわち、夫の経験している困難な状態と婚姻の破綻との間に因果関係が存在しない限り、扶養料の支払いを命じるべきではない。権利を付与するのは、夫婦関係を理由に作り出された経済的な困難さである。夫のニーズと婚姻との間に因果関係が存在しないから、扶養料は支払われないという。

② Smith v. Smith (1987) 事件⁽²⁾

この事件において、夫婦は1981年に婚姻し、1984年に別居した。婚姻中に妻は健康に問題が生じ、働くことができなかった。離婚法のもとで1985年に夫は扶養料を支払うべく仮命令をうけた。夫は控訴し、妻のニーズ・無能力と婚姻の間に因果関係はなかったと主張した。

裁判所はこれに対し、夫の控訴を斥け、次のように判断している。すなわち、夫婦の一方は、婚姻中に発生する他方配偶者の病気の治療のための責任を免れることはできない——病気と婚姻との間に因果関係が存

在しない場合でも。したがって、妻は扶養料の支払いをうける権利があり、夫の控訴は斥けられるべきであるという。

③ Feffy v. Feffy (1988) 事件⁽³⁾

この事件において、夫婦は1964年に婚姻し、1981年に別居した。そして、家族法改正法のもとで覚書により、妻は257,000ドルを受け取った。その後、離婚手続において、原審判事はこの合意を取り消した。その理由は、利息が異状に低下し、妻の収入に影響を及ぼしたこと、さらに夫は高額な離職手当を得たというにある。そこで夫が控訴した。

裁判所はこれに対し、夫の控訴を斥け、次のように判断している。すなわち、裁判所は婚姻に対する有効な合意を取り消すことはないであろう。婚姻に対する因果関係のある急激な事情の変更が生じ、しかもそれが合意のときに予見できなかった場合、利息についての変化は予見できるものではないし、婚姻に関係するものでもない。したがって合意は支持されるべきであるという。

④ Bast v. Bast (1988) 事件⁽⁴⁾

この事件において、45才の妻は、21年間の婚姻中、家庭に留まっていたが、離婚に当たって扶養料として月に500ドルを与えられた。その後、妻は雇傭を見付け、年収14,000ドルを得ることになった。夫の年収は40,000ドルである。夫は1985年の離婚法のもとで扶養料の支払いの終了を請求した。

裁判所はこれに対し、扶養料の支払いは2年後に終了すべきものとし、次のように判断している。すなわち、婚姻中、妻は長期間、労働から遠ざかっていた。婚姻と彼女が扶養料の支払いに依存することとの間には、充分な因果関係がある。扶養料支払命令は、妻が新しい生活水準に適合するには時間が必要とするけれども、自給自足を促進するであろう。したがって、妻の扶養料は2年間継続したのち終了すべきであるという。

⑤ Goering v. Goering (1988)⁽⁵⁾事件

この事件において、夫婦は1979年に婚姻し、1983年に別居した。夫は雇傭が変わったことと健康問題が原因で、以前のように超過勤務が不可能である。他方、妻は仕事を解雇された。1968年の離婚法のもとで扶養料の支払いを命じられた夫は、その後、1985年の離婚法のもとで支払いの終了を請求し、その理由として1987年の彼の再婚、オーバー・タイムの減少および妻が自給自足しようとしないうことを主張した。

裁判所はこれに対し、1988年11月4日で扶養料の支払いは終了させるとし、次のように判断している。すなわち、1985年の離婚法は、夫婦各自の自給自足を促進し、扶養される人が自給自足を達成できないことと婚姻との間に因果関係が存在する場合にのみ、扶養料の支払いを認める。当面の場合、実質的な事情の変更を示している。このような場合、妻は2年以内に原状に回復することができるべきである。したがって、彼女への扶養料の支払いは離婚の日より2年間で終了すべきであるという。

⑥ Marshall v. Marsall (1988)⁽⁶⁾事件

この事件において、23年にわたる婚姻後、1970年にいって最終的な別居合意をした。それによれば、妻は永久的な扶養料の支払いをうけることができる。妻は1972年に雇傭を得たが、彼女の財政状態は悪化し、1977年にはガンにおかされた。収入は減少し、加えてインフルエンザが急激に進行した。離婚手続において、原審は事情の変更を理由に扶養料を増額したので、夫が控訴した。

裁判所はこれに対し、控訴を斥け、次のように判断している。すなわち、別居のとき、妻による経済的な従属性が存在し、インフレおよび妻の収入の減少が急激な事情の変更をもたらし、さらに妻の不健康によって加速された。妻の経験した困難な事態と婚姻から生じる従属的な関係の間には因果関係が存在し控訴は棄却されるべきであるという。

⑦ Miller v. Miller (1988) 事件⁽⁷⁾

この事件において、夫婦は1982年に婚姻し1985年に別居した。1987年1月に妻は事故に巻き込まれて損害を蒙り、労働能力を失い、仕事を解雇された。妻が離婚訴訟において扶養料の支払いを請求したのに対し原審は請求を斥けたので、妻が控訴した。

裁判所はこれに対し、次のように判断している。すなわち、離婚法のもとで1時的、継続的な扶養料を得る権利があることを立証するため、妻はニーズ・無能力と婚姻との間に因果関係が存在することを立証しなければならない。ここでは、妻の負傷と婚姻との間に何の因果関係も存在しないから、1時的扶養料の支払いは棄却されるべきであるという。

⑧ Linton v. Linton (1990) 事件⁽⁸⁾

この事件において、夫婦は1958年に婚姻し、1982年に別居後、1988年に離婚した。妻は婚姻中、タイピストであったが、家族の世話をするために仕事を離れた。夫の年収はボーナスを含めて140,000ドルであった。1987年に妻は雇傭を見付け、1時間8ドルを得た。離婚手続きにおいて、原審がボーナスを考慮し月に2,500ドルの扶養料を妻に支払うよう命じたので、夫が控訴した。

裁判所はこれに対し、夫の控訴を斥け、次のように判断している。すなわち、妥当な扶養料のニーズは婚姻中の経済的な局面での責任の分担から生じる。そこには婚姻の多様性が存在し、裁判所は事例毎に扶養料の問題を個別に処理すべきである。婚姻の破綻により、妻には事情を考慮して、合理的な生活水準を求める権利がある。事実上、妻の婚姻における役割は、彼女自身の合理的なニーズに適合し、不運をうまく処理する能力によって影響をうけるという。

⑨ Smith v. Smith (1991) 事件⁽⁹⁾

この事件において、夫婦は1965年に婚姻し、1988年に別居した。妻は

夫婦間の扶養義務－婚姻との因果関係

婚姻中、パートで働き、別居後は年に26,100ドルでフル・タイムの仕事を得た。彼女はまた月に45ドルの賃貸収入があった。1990年、夫の収入は43,000ドルとボーナス、1991年には53,000ドルとボーナスを得た。妻は離婚訴訟において、配偶者および子の扶養料を請求した。

裁判所はこれに対し、夫に妻の扶養料として月に1,100ドル、子の扶養料として500ドルの支払いを命じ、次のように判断している。すなわち、妻がパートで定期的に働いていた場合でも、婚姻は長期間の伝統的な婚姻としての特色を有している。彼女は家庭および子の世話を重要な責任として引き受けており、子のために経済的な不利益を蒙っている。夫婦は彼等の婚姻中、たのしい生活スタイルを享受しており、離婚後も妻がこのようなスタイルを享受することは何も不合理なことではない。妻は夫によるなんらかの援助がなければ、このライフ・スタイルを通すことはできなかった。夫婦双方の資産・ニーズを考えれば、夫は妻の扶養料として月に1,100ドル、さらに子の扶養料として500ドルを支払うべきであるという。

- (1) R. F. L. 3d, vol. 10. p. 129.
- (2) R. F. L. 3d. vol. 11. p. 214.
- (3) R. F. L. 3d. vol. 12. p. 196.
- (4) R. F. L. 3d. vol. 13. p. 18.
- (5) R. F. L. 3d. vol. 13. p. 383.
- (6) R. F. L. 3d. vol. 13. p. 337.
- (7) R. F. L. 3d. vol. 15. p. 366.
- (8) R. F. L. 3d. vol. 22. p. 225.
- (9) R. F. L. 3d. vol. 36. p. 327.

IV 家族法典と因果関係

① Currie v. Currie (1988) 事件⁽¹⁾

この事件において、妻は教師の資格を取得できず、また健康上の問題もあり、秘書の仕事についた。彼女は婚姻中、仕事を継続したが、夫は何度も仕事を変え、裁判のときは失業していた。1979年から84年にかけて

て、夫婦は2人の養子を得たが、これが原因で夫婦関係が悪化し、1986年に別居した。妻は秘書の仕事を継続したが、1時、健康上の問題で入院した。彼女は2人の子を終日監護するには耐えられない。彼女は秘書として年に18,000ドルを得るにすぎず、彼女および養子のための扶養料の支払いを請求した。60,000ドルの年収のある夫もまた子の監護および扶養料を支払いを求めた。

裁判所はこれに対し、夫婦双方の扶養料支払請求を否認し、子の看護を夫に認めながら扶養料請求は認めず、次のように判断している。すなわち、配偶者の扶養命令は、請求者が自給自足を達成できないことと、婚姻との間に因果関係のあることを立証したときにのみなされるべきである。妻の感情的な不調その他の問題は、婚姻に先立つものであり、婚姻に起因するものということとはできない。したがって、妻の扶養料請求は棄却されるべきであるという。

② Willms v. Willms (1988) 事件⁽²⁾

この事件において、夫婦は1967年に婚姻したが、子はいない。1970年の秋頃に、妻は婚姻と関係なく、感情的な問題になやみ、治療のため精神病院に入院した。婚姻は悪化し、1977年の離婚仮判決に織り込まれた「解決覚書」において、夫は1976年9月より1977年6月まで、月に350ドルの扶養料を支払うが、それ以降は支払う必要はない旨を合意していた。妻によるそれ以降の扶養料の支払いを原審が認めなかったため、妻が控訴した。

裁判所はこれに対し、病気が婚姻それ自体と因果関係のない場合に、夫は精神病の妻に無期限の扶養料を支払う責任を負わされないと判断している。

③ Maddill v. Maddill (1988) 事件⁽³⁾

この事件において、妻は1986年の家族法典のもとで扶養料の支払いを

夫婦間の扶養義務－婚姻との因果関係

請求した。妻は婚姻前にかかった思い精神病のため労働能力を妨げられ、婚姻中、散発的に働いたにすぎない。彼女は第1段階として、裁判所が次の争点を決定するよう請求した。妻が彼女自身を扶養するために適切な収入を得ることができないとき、夫から扶養料の支払いをうける資格を認められるためには、婚姻と因果関係がなければならないのか、ということである。

裁判所はこれに対し、妻は労働不能と婚姻の間に因果関係のあることを立証する必要はないとし、次のように判断している。すなわち、1986年の家族法典第30条は、夫婦各自は彼または彼女自身および他方配偶者のためにニーズに応じて、彼または彼女がそうすることができる範囲で、扶養料を支払う義務がある旨を明示している。法律はどこにも、扶養料を請求する権利を、請求者自身の扶養不可能と婚姻との間に因果関係の存在する場合に限定してはいないという。

④ Perrin v. Perrin (1988) 事件⁽⁴⁾

この事件において、夫婦は6年間の同居後、1974年に婚姻し、いずれも再婚であった。その後、1987年に別居した。妻は65才であり、簿記係として1975年以来働いていたが、解雇されたのち、1982年に自分で仕事を始めた。しかし、精神的な問題のため、収入が非常に減少した。夫は62才であり、健康を理由に退職している。彼等は同居および婚姻中、財産的に独立しており、共有の預金はないが、家計に各自が寄与していた。妻は扶養料の支払いおよび家族法典のもとでの家族財産の平等化を請求した。

裁判所はこれに対し、扶養料の支払いを拒否、財産の平等化を命じ、次のように判断している。すなわち、妻の現在のニーズは彼女自身の健康問題に発しており、いかなる点においても婚姻と因果関係は存在しない。したがって、彼女が扶養料を請求することはできないという。

⑤ Wark v. Wark (1989) 事件⁽⁶⁾

この事件において、夫婦は1967年に離婚し、1983年に別居した。1984年に別居合意書を作成し、夫は配偶者の扶養料として月に1,100ドルを支払うとした。別居後、夫は年に135,000ドルを稼いでおり、妻は13,000ドルであったが、その後、16,000ドルとなった。また、妻は息子を監護するため、フル・タイムの仕事ができない。夫は彼の雇傭を変更したため、収入は減少した。妻は家族法典第35条のもとで扶養料の変更を請求した。原審は合意が変更の対象になること、夫が扶養料の変更を正当化する十分な事情の変更を立証しなかったと認定したので、夫が控訴した。

裁判所は夫の控訴を斥け、次のように判断している。すなわち、家族法典第37条のもとでの別居合意の扶養料支払条項の変更は、合意のときに当事者によって予期されなかった急激な事情の変更があった場合のみ認めべきである。支払者によって扶養料の変更が申し立てられるとき、かかる変更と婚姻との間に因果関係の存在することを立証する必要はないという。

⑥ Grader vo. Grader (1989) 事件⁽⁶⁾

この事件において、夫婦は1971年に婚姻し、1987年に別居した。妻は関節炎のため労働能力が全くなかった。彼女は家族法典第33条のもとで扶養料を請求した。

裁判所はこれに対し、妻に月20,000ドルの扶養料を支払うように命じ、次のように判断している。すなわち、妻の関節炎は婚姻中に生じたものであり、このことは夫によって認められている。彼女にはニーズがあり、夫はそれを支払うことができる。したがって、妻は扶養料の支払いをうける権利があるという。

⑦ Andreeff v. Andreeff (1989) 事件⁽⁷⁾

この事件において、夫婦は1961年6月に婚姻し、1985年に別居した。

夫婦間の扶養義務—婚姻との因果関係

夫は60才、妻は50才であった。妻は婚姻中、仕事に従事し、別居後は再教育をうけるべく試みた。1986年の離婚訴訟において、財産は分割され、1988年7月までの限定的な扶養料の支払いをうけた。同88年6月、妻は自動車事故で負傷し、現在、仕事はできない。妻は前婚の扶養料支払命令の変更を請求し、家族法典のもとでの支払いの継続を求めた。

裁判所はこれに対し、妻の請求を斥け、次のように判断している。すなわち、家族法典のもとでの扶養料支払命令の変更の申立について、立証責任——事情の重大な変更があったこと——は申立人の側にある。扶養に関する争点が協議で解決されていない場合に、ある人が自分自身を扶養できないことと、婚姻中に家族法典のもとで採用された役割との間に因果関係を立証する必要はないという。

⑧ Fisher v. Fisher (1989) 事件⁽⁸⁾

この事件において、夫婦は1979年に婚姻し、1986年に別居した。別居後、夫は妻に月に1,200ドル、息子のために400ドルの扶養料を支払った。妻は婚姻前より少額の賃金でウェイトレスとして働き、子の出生後はパン屋でパートとして働いた。彼女は大腸炎をわづらっており、時として発作を起こすが、現在ではパン屋でフル・タイムで時給2.20ドルを得ている。夫は現在34才、妻は31才である。夫は1時解雇されたが、現在ではトラックの運転士として年収約32,000ドルを得ている。妻は扶養料として月に600ドルの支払いを請求し、認められたので、夫が控訴した。

裁判所はこれに対し、夫の控訴を斥け、次のように判断している。すなわち、妻の健康状態は収入を得る能力を傷つけるかも知れない。それは同居中に発生したけれども、しかし夫の行為とか、または同居中の一般的な他の諸条件と因果関係は存在しなかった。彼女は婚姻前に従事していたと同様の雇傭を得ることに、いかなる点でも、婚姻によって不利益をうけることはなかつたという。

⑨ Mc Mahon v. Mc Mahon (1990) 事件⁽⁹⁾

この事件において、夫婦は1971年に婚姻し、1984年に別居した。妻は46才で教師であり、夫は49才で婚姻前よりの健康状態を理由に仕事ができなかった。1985年、夫の請求にもとづき、妻は扶養料として月400ドルを夫が再教育をうけるに先立つ18カ月間支払い、その時点で再審理するものとした。1987年に夫は首を傷つけ、対麻痺患者 (paraplegic) となった。妻は子を監護している。子は父を擁護し、母をののしった。このような行動は、夫の妻に対する態度によって引き起こされた。夫は子の監護・面接を変更しようと企て、扶養料の再審理を求めた。

裁判所はこれに対し、夫が妻に月200ドル支払うよう命じ、次のように判断している。すなわち、けがのために生じた夫のニーズは婚姻と因果関係はなく、扶養料をうける資格についても、因果関係の証拠を必要としない。同様に彼女は婚姻と因果関係のない夫のニーズのために、夫の保護者とされるべきではない。このような事情のもとで、彼女は月に200ドルを支払うべきであるという。

⑩ Ublansky v. Ublansky (1993) 事件⁽¹⁰⁾

この事件において、夫婦は1975年に婚姻し、1991年に別居した。夫は年に約78,000ドルを稼いでいた。妻は1977年に子が生まれて以降、いくつかの病気に苦しみ、治療のため、月に500ドルないし600ドルの支出を必要とした。しかし、妻は事業を買収し、自家営業の機会を得ることを考えていた。妻は家族法典のもとで扶養料を請求した。

裁判所はこれに対し、夫に妻のため月に2,000ドルの支払いを命じ、次のように判断している。すなわち、妻はニーズがあり、夫はそれを支払う能力もっている。妻の医療上のニーズを考慮すれば、夫は無期限で月に2,000ドルを支払うべきである。もし妻の事業が成功すれば、夫は扶養料の減額を請求できるだろうという。

⑪ Monger v. Monger (1994) 事件⁽¹¹⁾

この事件において、夫婦は1962年に婚姻し、1991年に別居した。夫は53才で婚姻中は規則正しく雇傭され、審理のとき、学校の校長であり、年収は75,000ドルであった。給料は2年間凍結。妻は47才で婚姻中は家族に貢献した。彼女は余り教育がなく、首と肩に不都合を感じるため、時折り働くにすぎない。彼女は現在、パートでナースの仕事をし、週に10,039ドルを得ている。将来の雇傭は不確かである。彼女は月に2,000ドルの扶養料を請求した。

裁判所は妻に対し、月に1,750ドルの扶養料を与え、次のように判断している。すなわち、家族法典のもとで、扶養料は資産とニーズに関連して決定される。扶養料をうける権利は、ニーズが婚姻と因果関係があるかどうかを考慮することなく、存在する。したがって、妻は扶養料をうける権利を失うことはないという。

- (1) R. F. L. 3d. 13. p. 414.
- (2) R. F. L. 3d. vol. 14. p. 164.
- (3) R. F. L. 3d. vol. 15. p. 181.
- (4) R. F. L. 3d. vol. 17. p. 87.
- (5) R. F. L. 3d. vol. 18. p. 75.
- (6) R. F. L. 3d. vol. 18. p. 204.
- (7) R. F. L. 3d. vol. 20. p. 277.
- (8) R. F. L. 3d. vol. 22. p. 225.
- (9) R. F. L. 3d. vol. 25. p. 357.
- (10) R. F. L. 3d. vol. 46. p. 122.
- (11) R. F. L. 4tt. ed. vol. 8. p. 157.

以上